

東大和市立第四中学校 学校いじめ防止等のための基本方針

平成26年4月1日策定

1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

「いじめは絶対に許さない」という基本的な考えを基にして、いじめの未然防止・早期発見のために教職員が一体となって組織的に見守るとともに情報の共有や共通した指導を行っていく。また、コミュニティ・スクールや青少年対策地区委員会等の地域・保護者との連携を密にし、学校外でもいじめの兆候やいじめが無いかを常に把握することに努める。

いじめの根本的な解決のために「特別の教科 道徳」の授業を要にして、教育活動を通じて、思いやりや規範意識を高めていく。

希有無い研修を通して教員の人権意識を高め、生徒の自己肯定感を育む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

まず、管理職を含む「いじめ対策校内委員会」を常設し、情報の共有化を図るとともに、いじめの兆候やいじめの早期発見に努める。各学年の学年主任は、各教員が気付いた学年情報を集約して生活指導主任に報告を行い、ケース報告として教員間で即時に共通理解を図るために報告書の提出を行う。

次に、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センターと連携し、被害生徒の心のケアを行いながら、学校生活に支障が出ないように努める。

さらに、重いケースは管理職や生活指導主任、学年主任を交えてケース会議を開き、加害生徒や被害生徒両方への指導の機を逸することなく早期解決を図る。

3 いじめ未然防止の取組

いじめの根本解決のために、特別の教科 道徳の授業で内容項目A-(1)、B-(9)、C-(1)、D-(19)を指導の要として授業を行うとともに、各教科等や部活動等の教育活動を通じて規範意識の向上や思いやりの心などを育み、いじめ根絶に向けた教育を行う。

また、学校行事での生徒間のトラブルが発生しやすい時期は慎重に生徒の行動観察を行い、いじめが疑われる場合には、速やかに個人面談や聞き取りを行い情報の収集に努める。

以上の内容を速やか且つ確実に行うために、教員1人1人が生徒との信頼関係を築き、話しやすく相談しやすい環境を整えていく。さらには、1人1台端末を活用して相談しやすいネットワーク環境を整え、「何でも相談できる学校」となっていくように全教職員が努める。

4 いじめの早期発見に向けての取組

- (1) 日ごろから生徒の行動観察をしっかりと行い、生徒の変化にすぐ気が付けるようにする。
- (2) 気になる事やうわさなどの情報を得た場合は、軽重を個人で判断せずに生活指導部に報告して組織的に対応する。
- (3) ふれあいアンケートを学期に1回以上行い、情報の収集に努める。
- (4) 各教員が気付いたことや気になる事を文書で残し、ケース報告などに役立てる。
- (5) 生徒間暴力等はもとより、物の紛失やいたずらも、問題行動が発生した場合には、必ずいじめの可能性も視野に入れて対応する。

5 いじめ早期対応の取組

- (1) いじめ報告があった場合はすぐにいじめ対策校内委員会を開き、組織的に対応する。
- (2) 早急に対応が必要であると判断される場合は管理職・生活指導主任・学年主任を含めたケース会議を開き、対応策を練る。
- (3) 加害生徒・被害生徒の両保護者への連絡を怠らず、共通理解を図るとともに、学校の指導方針を説明して理解してもらい、協力をお願いする。
- (4) 加害生徒・被害生徒の個人面談を行う。学級担任だけではなく、生活指導部等も入り、組織的に複数体制での指導を行う。
- (5) かかわった生徒だけではなく、学級など多くの生徒から聞き取りを行い、正確な情報を集める。

6 重大事態への対応

- (1) 東大和市教育委員会への報告とともに対応策の検討を行う。
- (2) 重大なケースと判断される場合は、警察署・子ども家庭支援センター、児童相談所等、諸機関への協力を仰ぎ、適切な指導を行っていく。

	教職員の活動	児童・生徒の活動	保護者への活動
4月	- 職員会議で情報を共有 - きまりを確認し、規範意識の高い学校生活を送れるように指導する。 - 中1ギャップに対する見守り。 - いじめに関する授業実施	- 入学式 - 第四中学校のきまりに関する考え方を教わる - いじめに関する授業	保護者会でいじめを含む家庭での協力を依頼
5月	- 運動会練習などで、生徒間の様子をよく観察し、いじめに発展することがないように努める。 - 関西方面移動教室（第2学年）を通じて生徒観察を行う。	- スクールカウンセラーとの全員面談 (第1学年) - 関西方面移動教室 (第2学年)	- P T A総会で、家庭での協力を呼びかける。 - 運動会への参加の呼び掛け。
6月	- 水泳の授業で、からかい等がおこらないように事前に指導を行う。 - 生徒会を中心にあいさつ運動を行い、生徒の観察やあいさつの必要性を理解させて、心の成長をはかる。	- 運動会 - 水泳指導 - あいさつ運動	
7月	- 三者面談及び保護者会で家庭での様子をよく話し合い、学校と家庭の共通理解をはかる。 - いじめに関する授業実施 - 修了式で生活指導主任が自殺防止についての講話 - ふれあいアンケートの実施	- 三者面談、保護者会 - いじめに関する授業 (道徳) - ふれあいアンケート	- 三者面談、保護者会で家庭での様子や問題点を聞きとり、学校での様子も伝え、情報を共有する。 - 関係生徒及び保護者への指導・連絡
9	夏休み中の部活動などで、生徒の様		地域、青少対との情報交換

月	- 子を観察し、情報収集及び情報共有を行う。 - 合唱コンクールを通じて、思いやりや協力について学ばせる。	合唱コンクール	と連携をはかる。 合唱コンクールへの鑑賞の呼び掛け。
10月	土曜授業公開を利用してお互いの授業を見合い、生徒観察や教員の指導力向上を図る。	道徳授業地区公開講座	学校公開日に来校を呼びかけ、生徒の学校での様子を知ってもらう。
11月	ふれあいアンケートの実施	ふれあいアンケート	関係生徒及び保護者への指導・連絡
12月	- 三者面談で家庭の様子をよく話し合い学校と家庭の共通理解をはかる。 - あいさつ運動を行い、生徒の観察やあいさつの必要性を理解させて、心の成長をはかる。 - 修了式で生活指導主任が自殺防止についての講話	- 三者面談 - あいさつ運動	三者面談で家庭での様子や問題点を聞きとり、学校での様子も伝え、情報を共有する。
1月	- 冬休み中の変化やトラブルの有無など、生徒の様子に気を配る。 - 移動教室を通して生徒の観察を行う。		
2月	- 小中交流協議会で、小学校との情報交換、共通理解をはかる。 - あいさつ運動を行い、生徒の観察やあいさつの必要性を理解させて、心の成長をはかる。	(あいさつ運動)	
3月	- 公開授業で、保護者や地域の方に生徒の実態を把握していただき、協力を得る。 - 卒業式を通じて、より良い校風や学校生活の振り返りをさせる。 - 修了式で生活指導主任が自殺防止についての講話	- 公開授業 - 卒業式 - 修了式	保護者会で、年度の報告とともに情報を交換し、次年度に備える。
定期的	生活指導部会や教育相談部からのケース報告（毎週）	必要に応じ学年集会を行い、生徒の心の成長を促す。	学校だより、学年・学級だよりを通じた情報の提供やいじめ防止への呼び掛け。

令和4年4月20日改訂

令和5年3月31日改訂

令和6年3月31日改訂

令和7年3月31日改訂